

# 東久留米市立学校再編成計画

平成 14(2002)年 11 月

東久留米市教育委員会

# 目 次

## 第1章 基本方針

- 1 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 学校規模適正化の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 全体計画

- 1 計画する学校数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 再編成と統廃合の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 実施の時期
  - (2) 就学計画と環境変化への配慮
  - (3) 保護者負担の軽減
- 3 心身障害教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 教育環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (1) 学校施設の計画的な整備
  - (2) 通学路の整備
- 5 学校再編成を契機とした新たな取り組み・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 各地域毎の再編成実施計画

- 1 西部地域（滝山小学校区域）の小学校再編成・・・・・・・・・・ 6
- 2 東部地域の小学校再編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 中部地域の小学校再編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 西部地域（下里小学校区域）の小学校再編成・・・・・・・・・・ 7
- 5 中学校の再編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

# 第1章 基本方針

## 1 計画策定までの経過

少子化の進行による児童生徒の減少は学校の小規模化を招くなど、学校教育にさまざまな課題を生じさせている。

本市の児童数は昭和54(1979)年の13,063人をピークに減少し、平成14(2002)年には5,949人となり、ピーク時の半数以下まで減少しています。

一方、小学校の数はピーク時の16校から変わっていないこともあり、平成5(1993)年前後から学年に学級がひとつだけの小規模校が発生し、現在では全16校のうち4校が単学級・小規模校となっています。

その一方では全体で20学級を越える小学校も発生しており、学校間での規模の格差が広がり教育効果や学校運営にも課題が生まれています。

これらの課題については、平成5(1993)年「東久留米市行政事務近代化委員会」での問題提起から取り組みが始まり、平成6(1994)年には市民参加による「東久留米市行財政調査会」が開かれ、教育上の観点とともに財政資源の有効配分等の視点から『小・中学校の適正について』調査・審議が行われ、報告が提出されました。

この行財政調査会報告は、平成8(1996)年に「東久留米市行財政改革推進本部」において具体的な整理が行われ、小・中学校の適正化は教育委員会が推進すべき事項として指定されました。

平成9(1997)年、教育委員会は、保護者・市民・教職員・学識経験者等による「東久留米市立学校適正規模等研究会」(以下、「研究会」という。)を設置しました。

研究会では、『学校の適正規模』と『学校の適正配置・通学区域』についての調査・研究が2年4ヶ月をかけ行われました。

その結果、市内を東部・中部・西部の三地域に区分した上で「各地域ごとに小規模校の解消を図る『地域内再編成』による『新たな学校配置と通学区域』が必要である」とする答申が提出されました。

平成11(1999)年、教育委員会は研究会の答申に基づき中部地域(第八小学校)の学校適正化に着手し保護者説明会等を重ねてきましたが、保護者・地域の十分な理解を得るには至らず、市議会では保護者等から提出された「意見・要望をよく聞き、十分時間をかけて進めること」を求めた陳情が採択されました。

平成12(2000)年、教育委員会はこれらの経過を踏まえ、保護者・学校・地域住民等が意見交換を行うための「東久留米市立学校の適正配置等に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)設置要綱を定めました。

懇談会は、研究会答申の『地域内再編成』に沿って東部・中部・西部の各地域ごとに設置することとし、中部地域及び西部地域では既に報告書がされ終了しています。

教育委員会では、懇談会報告に述べられた意見や要望、議論の内容を踏まえつつ「教育効果の向上と財政効率の維持」という二つの視点から、公教育の水準を維持するために適正な規模の学校を配置することを目標に、統廃合等を中心とする学校再編成計画を作成しました。

## 2 計画の目的

本市の児童・生徒数は今後もゆるやかに減少し、学校規模の不均衡はさらに拡大すると予測されています。

子どもたちの教育環境を整え、現在そして将来の子どもに「どこに住んでもいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる」権利を保障できるように学校を配置することは教育行政の重要な責務であり、この計画が目指すものです。

この計画は、学校の規模や配置・通学区域を見直し、より良い教育環境へ整備・充実することを目的にしています。

また、この計画は、今後の社会経済状況や教育環境・地域状況の変化、保護者・地域の意見や要望・提言等に基づいた見直しを繰り返しながら継続します。

## 3 基本的な考え方

学校教育では、集団生活の中で学習と指導による教育効果を重視しています。

そのためには、一定学級数や適切な教員配当数を確保するなど、教育現場の人的条件を整備し、地域差の少ない、より良い教育条件を子どもたちが得ることが極めて大切です。

この計画では、学級編制の児童・生徒数の上限を40人とし、学校規模の基準を学級数とした上で、クラス替えができるように「全学年が複数学級であること」を適正規模とします。

従って、小学校の標準は「1学年2学級以上で12～18学級」とし、再編成実施時期の一時的な上限は原則として24学級までとします。

また、中学校においては、『1学年4学級以上で12～18学級』を標準とします。

## 4 学校規模適正化の方法

本市には、全学級が単学級であるばかりか、一学級の児童が10人にも満たない極めて小規模が存在する一方、児童が増加しつづけている学校もあります。

このように、学校規模の適正化は小規模校の統廃合だけでは解決しない課題であることも明らかです。

従って、学校規模の格差を是正し、適正規模に近づけるためには、統廃合はもちろん通学区域の再編や学校施設の更新、学校選択制の実施など、あらゆる方法を検討しながら

ら計画を推進する必要があります。

この計画では、単学級・小規模校の解消を最優先課題として、学校の再編成（統廃合）に取り組むこととしています。

統廃合には、複数の学校を廃止して新しい学校を設置する「新設・統合」の方法と、1校ないし複数の学校を廃止して別の学校に編入する「吸収・統合」の方法があります。研究会答申では、小規模校を周辺の学校に分散する「吸収・統合」を提案していますが、この計画では、子どもの気持ちを最優先に考えながら、保護者・地域の意見や要望を最大限重視して、具体的な方法を決定することとしています。

## 第2章 全体計画

### 1 計画する学校数

#### (1) 小学校

西部地域（第七小学校、第九小学校、第十小学校、滝山小学校（閉校）、南町小学校、下里小学校）は、現在の6校体制を4校体制とします。

東部地域（第二小学校、第四小学校、第六小学校、神宝小学校）は、現在の4校体制を3校体制とします。

中部地域（第一小学校、第三小学校、第五小学校、第八小学校、小山小学校、本村小学校）は、現在の6校体制を5校体制とします。

(2) 中学校は、自然体での再編成を基本とし、今後の生徒数の推移・推計や各地の状況等、客観的条件を加味して具体的に検討します。

(3) 再編成に伴う通学区域は、保護者・地域の意見を中心に、距離や安全確保、道路や河川等の地理的状况に留意して設定します。

### 2 再編成と統廃合の進め方

学校適正化は、市全体での計画と地域別の実施計画を作成し、これに基づき進めて行きます。

地域別（実施）計画は、教育委員会が作成した原案を保護者・地域に提案し、これに意見や要望、提案、提言などを付け加えて最終的に作り上げます。

具体的には、実施する地域の保護者・自治会・地域住民等による「統合準備会」を設置し、そこで話し合われた内容を含めたものを「地域別（実施）計画」とします。

#### (1) 実施の時期

小学校は、今後6年間程度を目途に小規模校を解消するとともに適正規模の確保を図

ります。

中学校については、小学校統廃合（再編成）終了後の児童・生徒数、地域の状況らを加味し、市全体での再編成を検討します。

学校は「教育の場」「教育を請け負う機関」として設置されていますが、一方で様々な地域活動やコミュニティの拠点としての役割も担っています。

個々の統廃合では、懇談会や統合準備会での保護者・地域の議論の内容を十分斟酌し、実施時期の設定あるいは方向性を決定して行きます。

## （２）就学計画と環境変化への配慮

学校は、未来を担う子どもたちに基礎的・基本的な知識や技能を授けると同時に社会性を育てる場であることから、集団構成がきわめて重要です。

この集団構成の観点としては、第一に横の集団の拡大すなわち同一学年での広がりがあり、第二に縦の集団の拡大すなわち異学年の広がりがあります。

こうした学校の役割を果たしながら統廃合を行うためには、統廃合実施まで廃止校の全学年を維持し、実施年度にまとまって移行することが望ましいことは言うまでもありませんが、実際の就学計画では保護者の意向を最大限尊重しながら進めます。

従って、教育委員会は常に情報を提供し、納得と協力を得ながらスムーズな移行が実現できるように進めることを基本とします。

学校再編成（統廃合）には児童・生徒そして保護者に一定の負担が伴います。

統廃合の実施時期には、「全員で同じ学校にやりたい」という考えられることから、実施年度の就学校については児童・生徒や保護者の意見・要望を中心に、新学区域については児童・生徒や保護者・地域の意見・要望を中心に、その意向が実現できるように進めます。

また、慣れ親しんだ学校から異なる学校（集団）に変わることへの不安を減らすことや、新しい学校への期待を持つことができるような配慮も欠かせません。

そのために、統廃合実施の前・後には、教育委員会だけでなく関連する学校や保護者そして地域の協力も得ながら、関係する人々が一体となって円滑な統廃合が行われるよう取り組みます。

## （３）保護者負担の軽減

統廃合の実施に伴い新たに必要となる学用品類については公費負担等を行い、保護者の負担を軽減します。

## 3 心身障害教育の充実

心身障害教育は、児童・生徒の障害の実態に即した適切な指導を行い、児童・生徒のもつ個性や能力を最大限に伸張し社会参加と自立の礎となる力を生み出すことが基本です。

本市では、心身の障害による種々の困難を克服するために必要な知識・技能や態度及び習慣を養うことを目的に、固定制の知的障害学級と通級指導による情緒障害学級を設置しており、心身障害学級設置校や担当教職員をはじめとする関係者の努力によって教育内容も年々充実してきていますが、その施設環境や配置は未だ十分なものとは言えません。

そこで今回の学校再編成を契機として、心身障害学級（通級制指導学級）の新設や適正配置等の条件整備、施設整備を計画的に行い、本市の心身障害教育の充実を進めます。

#### 4 教育環境の整備・充実

昭和40(1965)年から50(1975)年代にかけての児童・生徒の急増期には本市も毎年のように学校建設を進め、一般会計歳出決算額に占める教育費の割合が50%を超える年もありました。

しかし、今や学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、この計画では、児童・生徒の減少期を量的拡大から質的充実へ転換する好機と捉え、教育諸条件の整備・充実を図りながら推進します。

##### (1) 学校施設の計画的な整備

校舎の耐震補強を始めとする学校施設の整備は、市の長期総合計画（実施計画）に基づき、引き続き計画的に実施します。

また、統廃合に伴って必要となる整備については、原則として前年度に実施することとし、技術上、予算上の条件から前年度までに実施できない場合には当年度以降に計画性をもって進めます。

心身障害学級の移転・設置にあたっては、周辺環境の整備に配慮しつつ施設・設備水準の向上を図ります。

##### (2) 通学路の整備

本市では都市計画道路を中心に道路整備が進んでいますが、児童・生徒の通学路でもる生活道路の整備は未だ十分な状態ではありません。

この計画では、市の道路整備と連携しながら、通学途上の安全確保を最優先に、学校や保護者・PTA等の指摘や要望を取り入れ、通学路の整備を図ります。

#### 5 学校再編成を契機とした新たな取り組み

平成14(2002)年度から、新学習指導要領の実施と学校週5日制が始まりました。

また他の自治体では、学校選択制や少人数学級など積極的な教育改革への取り組みが始まれており、学校教育を取り巻く変化にはめざましいものがあります。

本市におけるこれまでの課題は、児童・生徒数の急増に対応した就学場所の確保すなわち学校の建設であり、これを優先せざるを得なかったため学校配置や通学区域等の適

正な設定が十分行われないうま今日に至っています。

この計画は、適正化事業を出発点として、人間の可能性を開発し自立した創造的な人間の育成を求める時代の要請に応える学校教育を目指し、現状維持ではなく諸課題の解決に向かって踏み出し、市民とともに考え取り組んでいくものです。

この計画と取り組みを実効あるものにするためには、これまでの経験や反省の上にたち、教育行政の責任において確固とした計画と姿勢を持ち、保護者・地域の理解と協力を得ながら進めることが大切です。

- ( 1 ) 学校再編成後の課題への新たな取り組みとして、学校選択制や少人数編制などについての議論・検討を進めます。
- ( 2 ) 学校トイレの改善や校庭の砂塵対策など、再編成の当該校・関連校の施設や環境の整備を行います。
- ( 3 ) 統廃合に連動して小学校給食を再編成し、中学校給食の実施に向けた条件整備を図ります。

### 第 3 章 各地域毎の再編成実施計画

#### 1 西部地域（滝山小学校区域）の小学校再編

- ( 1 ) 通常学級は、滝山小学校・第七小学校・第九小学校の 3 校を 2 校（第七小学校・第九小学校）へ再編成します。
- ( 2 ) 心身障害学級（しらゆり学級、あすなろ学級）は、第七小学校へ移転します。
- ( 3 ) 実施の時期は、平成 1 6 (2004)年 4 月 1 日とします。
- ( 4 ) 統廃合後の滝山小学校の学区域を次のように編入し、平成 1 6 ( 2004 )年度の新( 転 ) 入学児童から適用します。
  - 滝山四丁目の指定校は、第九小学校とします。
  - 滝山五丁目の指定校は、第九小学校年、第七小学校への変更承認区域とします。
  - 滝山六丁目 1 街区の指定校は第七小学校とし、第九小学校への変更承認区域とします。
- ( 5 ) 統廃合実施時の滝山小学校児童は、第七小学校又は第九小学校のいずれかを選択できることとします。

なお、第七小学校及び第九小学校以外の学校を希望する場合は、所定の指定校変更申立によるものとします。
- ( 6 ) 第七小学校及び第九小学校の在校児童については、平成 1 6 ( 2004 )年度に限り、相互の指定校変更を認めることとします。
- ( 7 )滝山小学校学区域内の就学予定児童の平成 1 5 (2003)年度の指定校は滝山小学校とし、

滝山小学校以外への入学を希望する場合は所定の指定校変更（区域外就学）申立によるものとします。

- ( 8 ) 統廃合後の学校名・校歌・校章等については、統合準備会で引き続き議論します。
- ( 9 ) 保護者や地域の行う交流事業・記念事業等、統廃合に伴う具体的な事業は統合準備会で議論の上決定し、企画・実施します。

## 2 東部地域の小学校再編成

- ( 1 ) 小規模校である第四小学校は、第六小学校および神宝小学校との統合を基本とし、今後の地域の状況等を正確に捉えながら進めます。
- ( 2 ) 通級制指導学級を新設します。
- ( 3 ) 神宝小学校の固定制指導学級の施設・設備を整備します。
- ( 4 ) 地域懇談会を設置し、保護者・地域・学校による現実的な議論を始めます。  
再編成の実施時期や方法等、具体的な内容については、統合準備会を作り議論して行きます。
- ( 5 ) 児童の増加が著しい第二小学校については当面増改築によって対応し、再編成実施後の学区変更等によって適正規模化を図ります。

## 3 中部地域の小学校再編成

- ( 1 ) 小規模校であり都立公園計画区域内に立地している第八小学校は、第五小学校との統合を基本に地域内再編成を行います。
- ( 2 ) 再編成の実施時期や方法等、具体的な内容については、統合準備会を作り議論して行きます。
- ( 3 ) 第三小学校の固定制指導学級の施設・設備を整備します。

## 4 西部地域（下里小学校区域）の小学校再編成

- ( 1 ) 小規模校である下里小学校は、第七小学校及び第十小学校との統合を基本に地域内再編を行います。
- ( 2 ) 再編成の実施時期や方法等、具体的な内容については、統合準備会を作り議論して行きます。

## 5 中学校の再編成

中学校については市域全体（7校）での再編成を基本とし、今後の生徒数の推移・推計や各地域の状況等、客観的条件を加味して具体的に検討します。